

石狩市パートナーシップ宣誓制度

ガイドBOOK



2025年4月

石狩市

石狩市パートナーシップ宣誓制度について

1. 制度導入の趣旨

性の多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指す取り組みとして、性的少数者に係るパートナーシップ宣誓制度を導入します。



2. 制度の概要

性的少数者の当事者を含む2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓することで、市が宣誓の事実を認め、両者に対して宣誓書受領証等を交付する制度です。

3. パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人の者の関係をいいます。



4. 宣誓を行うことができる者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であること。
- (2) 双方が成年に達していること。
- (3) 一方又は双方が市内に住所を有する又は市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 双方の関係が民法に規定する婚姻することができないとされる続柄（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

5. 宣誓の方法



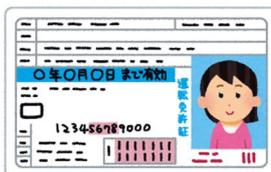
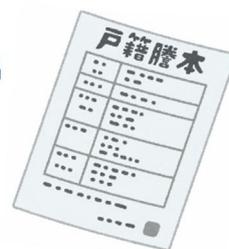
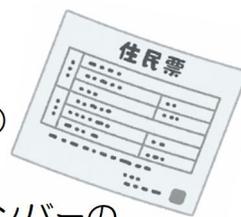
- (1) 両者揃って職員の面前で宣誓する方は、宣誓する日時等について事前に市と調整します。お二人のうちどちらかが来庁される場合や、職員の面前での宣誓を希望しない場合、日程調整のご連絡は不要です。
 - (2) 必要書類を揃え、市役所に来庁します。両者揃って職員の面前で宣誓する方以外は、宣誓書へ必要事項を記入の上、必要書類と併せて提出します。
 - (3) 両者揃って職員の面前で宣誓する方は、市職員の面前でパートナーシップ宣誓書に自ら記入し、必要書類を添付して提出します。
- ※ 宣誓書に自ら記入することができないときは、他者に代筆させることができます。
- ※ 書類に不備や不足がある場合などは、追加の書類提出が必要になるか宣誓書の受領ができない場合があります。

6. 宣誓に必要な書類 (宣誓日前3か月以内に発行されたもの)

- (1) 現住所を証明する書類 (一方又は双方が市内に住所を有する場合)
 - ・住民票の写し
 - ・住民票記載事項証明書 (住所と氏名が記載されたもの。マイナンバーの表示がないもの。同一世帯の場合は1通で可)
- (2) 市内転入の予定を確認できる書類 (市内への転入を予定している場合)
 - ・転出証明書
 - ・物件売買契約書
 - ・賃貸契約書

※転入が完了したら速やかに転入を確認できる書類を提出
- (3) 独身を証明する書類
 - ・戸籍抄本
 - ・戸籍謄本
 - ・独身証明書

※外国籍の方は、大使館など公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書面とその日本語訳文を提出
- (4) 本人確認ができる書類
 - ・マイナンバーカード
 - ・パスポート
 - ・運転免許証
 - ・その他官公署が発行した免許証、許可証または登録証明証で本人の顔写



真が添付されたもの
※健康保険証、年金証書、介護保険被保険者証など顔写真の添付がないものは2点以上の提示が必要

7. 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード
- (3) パートナーシップ宣誓書の写し



8. 通称名の使用について

性自認が出生時の性と異なる方や、外国籍の方で宣誓にあたって通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが客観的に確認できる書類（以下のうち2点以上）が必要です。宣誓時に通称名の使用を希望する場合であって、通称名が住民票に記載されており、住民票の写しを6で提出している場合は不要です。

- (1) 勤務先や学校等が発行した身分証明書
- (2) 通帳
- (3) 診察券
- (4) 郵便物



なお、受領証等の特記事項に戸籍上の氏名を記載するかどうかは、選択することができます。

9. 子に関する記載について

受領証等に子の氏名の記載を希望する場合は、子に関する届出書（第4号様式）とともに以下の書類が必要です。なお、**6で提出した戸籍謄本及び住民票の写しに対象となる子の記載がある場合は不要です。**

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票の写し



10. 受領証等の返還について

以下のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（第6号様式）を交付済みの受領証等と併せて提出してください。

- (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方がともに市内に住所を有しなくなったとき（転勤、親族の介護などやむを得ない事情により一時的に市外に転出した場合を除く。）。
- (4) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。

11. 受領証等の再交付について

受領証等の紛失、毀損、汚損した場合、改姓・改名した場合などの事情により受領証等の再交付を希望するときは、宣誓書が保存されている場合（宣誓日の翌日から10年間）に限り、再交付を申請することができます。パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第5号様式）及び必要書類（改名・改姓、通称名の変更及び子の記載の追加・削除の場合）を交付済みの受領証等と併せて（紛失の場合を除く）提出してください。

改姓・改名の場合は、戸籍謄（抄）本もしくは住民票、通称名の変更の場合は新しい通称名を使用していることが確認できる書類が必要です。

子の記載の追記・削除の場合は、再交付申請の理由の「その他」を選択し、括弧内に「子の記載の削除（追記）」と記入して提出してください。

12. 宣誓の取消し

宣誓の際（再交付を含む）に虚偽や不正な行為があった場合や、受領証等を不正に使用したことが判明した場合、市は受領の証明を取り消すことがあります。その場合、直ちに受領証等を市に返還しなければなりません。

13. 自治体間での相互利用

石狩市で宣誓した方が市外へ転出するとき、もしくは他自治体で宣誓した方が石狩市へ転入されたときは、原則として受領証等を発行した返還した上で、引き続き転入先自治体でもパートナーシップ宣誓制度を利用したい場合は、転出した先で改めてパートナーシップ宣誓の手続きを行う必要がありますが、パートナーシップ宣誓制度を導入している他の自治体と石狩市が連携協定を結んでいる場合、これら自治体間の転入出については、簡易な手続きにより、転入先自治体より証の発行を受けることができ、改めての宣誓が不要となります。パートナーシップ制度継続申告書（第6号様式）とともに以下の書類を提出してください。

- (1) 石狩市へ転入前の自治体から発行された宣誓書受領証

(2) 石狩市へ転入手続後の住民票の写し

※自治体間で連携協定を結んでいる場合、転入元で手続が必要な自治体と、転出先での手続が必要な自治体があり、石狩市は転入して来る方のみ手続が必要です。石狩市から転出される方は、転出先自治体へお問い合わせください。

※先に受領証等の交付を受けた自治体における宣誓要件によっては、継続できない場合があります。詳しくは、転入される方は石狩市へ、石狩市から転出される方は転出先の自治体へお問い合わせください。

14. 宣誓書等の保存

宣誓書の保存期間は宣誓日の翌日から10年間です。



15. 受領証等の提示により可能となること

《住民票》

- ・世帯を同じくしている場合、原則として「世帯主」とその「同居人」という記載ですが受領証等を提示して申し出ることによって「世帯主」と「縁故者」と記載することができます。【市民課】

《子ども》

- ・子の記載がある場合、受領証の提示でパートナーの子の放課後児童クラブの申請手続を行うことができます。【子ども政策課】

《住宅》

- ・パートナーとの市営住宅への入居申込ができます。【建築住宅課】

《救急》

- ・救急車で医療機関に搬送された方が「いつ」、「どこから」、「どこの医療機関へ搬送されたか」を証明する救急搬送証明の申請ができます。

【石狩北部地区消防事務組合】

<ご参考・受領証がなくてもパートナーが可能な手続等>

※必要な書類や手続ができる人の条件（例：同一世帯員であること、など）は、手続ごとに市HPや担当課でご確認ください。

《税関係》

- ・市道民税の証明書の取得【税務課】
- ・罹災証明書【税務課】

《介護》

- ・パートナーやその親の食の自立支援事業等市の高齢者サービス申請【高齢者支援課】

- ・パートナーやその親の要介護認定申請書の提出【高齢者支援課】

《墓地》

- ・市営墓地使用等申請【環境課】

- ・合同納骨塚・墓地へのパートナーの埋葬【環境課】

《子ども》

- ・パートナーの妊娠の届け出、母子健康手帳の交付【子ども政策課】

- ・両親教室への参加【子ども政策課】

- ・パートナーの子の保育所・幼稚園等の申込（申請者）【子ども家庭課】

《住宅関係》

- ・パートナーの空き家購入助成金の申請提出【建築住宅課】

- ・パートナーの水道使用に係る各種届出の代理【水道営業課】